

# 石川県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火曜日)

号 外

(第 30 号)

## 目 次

**人事委員会**  
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部  
を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十三年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の六の二及び第五十七条の七の二を削る。

第五十七条の八第二項中「(第五十七条の八の二第三項において「上限額」という。)」を削る。

第五十七条の八の二を削る。

別記第二号様式を次のように改める。

## 別記第2号様式(第55条関係)

## 扶 養 親 族 届

( 年 月 日提出)

任命権者	勤務公署名			
	職		氏名	⑩

一般職の職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

(証明書類 通添付)

届出の理由(該当する□にレ印を付けること。)

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

## 記入上の注意

- 1 氏名の欄は、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。
- 2 続柄の欄には、職員との続柄(重度心身障害者として届け出る場合は、併せてその旨)を記入する。
- 3 同居・別居の別の欄の別居の場合の住所地は、市区町村名まで記入する。
- 4 所得の年額の欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 5 届出の事由の欄には、届出の理由2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考(上記の扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。)

--

## 任命権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名 ⑩	取扱者 認 印	.....
--------------------------------	------------	-------

別記第2号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第56条関係)

扶 養 手 当 認 定 簿

氏 名	
-----	--

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出 (受理)年月日	届出事実の 発生年月日	届出の 事 由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)

記入上の注意

- 1 生年月日(加算開始時期)の欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を( )内に記入する。
- 2 届出提出(受理)年月日の欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあつては、届出受理日を( )書で付記する。
- 3 支給の始期・終期(満22歳年度末)の欄の( )内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、届出提出(受理)年月日の欄及び届出事実の発生年月日の欄の記入は、要しない。この場合においては、届出の事由の欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 5 備考の欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

(裏面)

2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支給開始(終了) 支給額改定時期	認定扶養 親 族 (子以外)	認定扶養 親 族 (子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の 月 額	認定等の 事 由	任命権者の認定(確認)欄	
						認定(確認) 年 月 日	職・氏名
	(人)	(人)	(人)	(円)			(印)
							(印)
							(印)
							(印)

